最終更新日：2015年6月30日
株式会社AOKIホールディングス
青木彰宏
問合せ先：045-941-1388
証券コード：8214
http://www.aoki-hd.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の経営理念は、「社会性の追求」、「公益性の追求」、「公共性の追求」です。この経営理念を追求し企業価値を高めるうえで、コーポレート・ガバナンスが重要であると認識しており、経営管理組織における監視機能等を強化することで経営の透明性を高め、健全で効率的な経営を行うことを基本としております。
そのためには、組織の見直し、諸規定の整備や教育を継続するとともに、リスク管理体制の強化を図るなどの内部統制システムを改善し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ってまいります。そしてこの3つの経営理念を追求し企業価値を高めることで、株主の皆様の期待にお応えし、更にはその他ステークホルダーの皆様に対するそれぞれの責任を果たすことが出来るものと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アニヴェルセルHOLDINGS	35,115,200	38.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,203,100	4.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,252,200	3.56
青木拡憲	2,560,666	2.81
青木寶久	2,560,488	2.81
青木柾允	2,560,000	2.81
青木彰宏	2,560,000	2.81
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	2,380,800	2.61
AOKIホールディングス取引先持株	2,113,100	2.32
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV10 (常任代理人　株式会社三菱東京UFJ銀行)	1,635,200	1.79

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

株式会社アニヴェルセルHOLDINGSは、当社のその他の関係会社です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
稲垣　稔	公認会計士											
尾原　蓉子	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
稲垣　稔	○	―――	公認会計士としての経験を重ね、豊富な専門知識と経営に関する高い知見を有しており、客観的視点で、独立性を持って経営の監視を遂行していただけると判断し選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として指定しております。
尾原　蓉子	○	―――	ファッション・ビジネスの草分けとして50年の体験に基づく将来への洞察及びファッションのもの作りと流通の変革に関する提言活動を推進されています。これらのファッション業界に関する豊富な知識と経験、また会社経営での経験に基づき、当社の経営全般に有用な助言をいただけるものと判断し選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

期初においては、会計監査人による監査計画、監査役の監査計画について相互に情報交換を行っております。また、会計監査及び四半期レビューの結果については、常勤監査役に報告され、会計監査人からの改善指摘事項等について、その改善に向けて適宜助言を行っております。
監査室の監査結果については、監査役に適切に報告され必要に応じて適宜助言を行っており、またその重要なものは取締役会に報告されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡邉　一正	他の会社の出身者												○	
發知　敏雄	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邉　一正	○	同氏は、一般財団法人AOKI教育・文化振興財団の代表理事を務めており、当社は、当該財団に対して、毎年寄付を行っております。	実業界における長年の経験で蓄積した幅広い知識と見識を活かし、独立した立場から経営の監視を行っていただけると判断し、選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として指定しております。
發知　敏雄	○	――	公認会計士・税理士として企業会計に精通し、その専門知識と経験を活かし監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れ

			がないため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社では、業績に連動して取締役賞与を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は、有価証券報告書において開示しており、その内容は以下のとおりです。
平成27年3月期の報酬等の総額
取締役12名(社外取締役を除く)基本報酬214百万円、賞与32百万円、退職慰労金87百万円　合計334百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成20年6月20日開催の第32回定時株主総会決議により年額4億50百万円(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決定しております。
各取締役の報酬については、当社グループの業績や各取締役の職責、業務執行の状況、業績への貢献度等により、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

監査役は、必要に応じて経営管理室の従業員に監査業務に必要な事項を命令することが出来ることとしております。
また、公認会計士である社外取締役及び社外監査役は、専門知識や長年の経験を活かし、取締役会や常務会の他、子会社の社長も参加し開催されるグループ週次報告会やその他重要な会議に参加し、助言や意見交換、情報収集を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

現状の体制の概要
当社は、監査役設置会社であり、客観性や中立性を確保するために財務、会計に精通又は経験豊富な社外取締役を2名、会計、税務に精通する社外監査役1名を含む経験豊富な社外監査役を2名選任し、監査室や各委員会、また顧問弁護士や会計監査人と連携することで、取締役会等を監視するとともに、法令順守やリスク管理を行う体制を採用しております。
取締役会については、取締役15名で構成され、月1回、その他臨時取締役会を開催するとともに、子会社社長や常勤監査役を含めて常務会を月1回開催し、重要事項の意思決定や経営課題の報告、情報交換がなされております。また、執行役員制度を導入しており経営の意思決定の迅速化を図っております。
監査役会は、社外監査役2名を含め4名で構成され、常勤監査役1名は重要な会議に参加するなど取締役の業務執行状況を監督しております。
コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関わる課題の検討を行うほか、個別案件については顧問弁護士を交えて協議する法務相談会を月1回開催しており、当社グループの内部統制システム強化のため、必要に応じて規程やマニュアル等を整備するとともに勉強会等により、その周知を図っております。
リスクマネジメント委員会は、グループで想定されるリスクの評価やその対策等について検討し、それをリスクマネジメント基本ガイドラインとしてまとめるとともに、その内容について定期的に見直しを行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社グループは、3つの事業（4つのセグメント）を主に展開しており、常務会やグループ週次報告会において情報を共有し意思疎通を図ることで、経営の意思決定の迅速化と効率的な経営を行うとともに、客観性や中立性を確保するため、社外取締役2名と社外監査役2名を選任する現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月26日（金）に開催された第39回定時株主総会の招集通知は、平成27年6月5日（金）に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	平成23年3月期に係る議決権行使より電磁的方法を採用しております。
その他	株主総会招集通知及び決議通知を当社ホームページの株主・投資家情報サイトに株式情報として掲載しております。 http://ir.aoki-hd.co.jp/ja/Stock.html 平成25年6月7日に発送した株主総会招集通知よりカラー化し、見やすくすることで、内容の理解促進やインターネットによる議決権行使の円滑化を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ームページの株主・投資家情報サイトにIRポリシーとして掲載しております。 http://ir.aoki-hd.co.jp/ja/IRPolicy.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末の年2回開催しております。平成26年9月第2四半期及び平成27年3月期の決算説明会は、それぞれ平成26年11月21日（金）及び平成27年5月22日（金）に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	下記資料を当社ームページの株主・投資家情報サイトに掲載しております。 月次情報　http://ir.aoki-hd.co.jp/ja/Finance/MonthlyReport.html 決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、事業報告書はIRライブラリー http://ir.aoki-hd.co.jp/ja/IRFiling.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	平成23年8月よりIR室（現IR・広報室）を設置し、公平かつタイムリーな情報開示に努めるとともに、積極的なIR活動を行っております。	
その他	上記以外に、下記のような活動を行っております。 ・個人投資家説明会を適宜、証券会社支店等で会社説明会を行っております。 ・不定期で機関投資家向けに、店舗見学会や事業責任者を交えたスモールミーティングを実施しております。 平成26年5月29日（木）及び同年12月10日（水）にスモールミーティングを実施いたしました。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	・当社グループのファッション事業では、平成8年に日本初のウールエコサイクル・プロジェクトを立ち上げ、お客様が着用しなくなったスーツなどのウール衣料を店頭で回収し、提携工場でオイルの吸着マットやフラワーポットなど様々なリサイクル製品に再生するリサイクルを行っております。また、環境負荷の低い商品開発に取り組んでおり、平成21年に発売した「プレミアムウォッシュシリーズ」は、ドライクリーニング溶剤を使わず自宅で水洗いできるため、環境保全に役立つものと考えております。 ・ファッション事業のAOKIでは、平成24年2月までにAOKI全店にLED照明を導入し、またその他事業会社においてもLED照明を順次導入するなど、グループをあげて使用電力の削減に取り組んでおります。 ・当社グループは、平成26年7月24日（水）に経営理念の1つである「公共性の追求」の一環として、昨年に続き「新日本フィルハーモニー交響楽団」による「第17回　AOKIグループ　ハーモニーコンサート」を1000組、2000名を無料でご招待し開催いたしました。 ・平成23年に一般財団法人AOKI教育・文化振興財団を設立し、人材育成、教育活動や文化振興活動に取り組んでおり、教育用DVDの制作や大学の寄附講座の開催、ベストドレッサー賞への協賛などを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「IRポリシー」を策定し、当社ホームページで開示しております。 http://ir.aoki-hd.co.jp/ja/IRPolicy.html

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1　内部統制システムについての基本的な考え方
当社グループは、「社会性の追求」、「公益性の追求」、「公共性の追求」の3つの経営理念と「生命美の創造」という事業コンセプトに基づき事業を展開しており、企業価値の向上のためには内部統制システムの整備が重要であると認識し、下記の体制を継続的に整備・運用していくことを基本としております。
2　内部統制システムに関する整備状況
業務の適正を確保するための体制に関する決定内容の概要は以下のとおりであり、整備状況については定期的に確認・見直しを行い、内部統制システムの更なる充実に努めてまいります。
1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社グループの全役員・全従業員は、「社会性の追求」、「公益性の追求」、「公共性の追求」の3つの経営理念に基づき、経営・業務活動を推進することを基本とする。
(2)取締役会を月1回開催することに加え必要があるときは随時開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
(3)常勤の取締役と子会社の社長から構成される常務会を月1回、グループ報告会を毎週開催し、子会社を含めた経営課題の検討や報告を行う。
(4)執行部門から独立した監査室により、業務運営の適正・有効性を検証する。
(5)「内部通報制度」の活用により、問題の早期発見と、適時適切な対応を行う。
(6)グループ会社全てに適用する「グループコンプライアンス規程」を定め、当該規程に基づきコンプライアンス委員会が主催する弁護士を含めた法務相談会を定期的に開催し、勉強会を適宜開催するとともに、コンプライアンスの周知徹底を図る。
(7)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係機関と緊密に連携し、事由の如何を問わず、グループとして組織的に毅然とした姿勢をもって対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」や「取締役会規程」等の社内規程に基づき適切に保存・管理する。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
(1)グループ会社全てに適用する「グループリスク管理規程」を定め、当該規程に基づきリスクマネジメント委員会を設置し、組織目標の達成を阻害する要因として想定されるリスクの分析と対応策について検討し、その体制を整備する。
(2)自然災害などの緊急事態に備え、個別のマニュアルを作成し、訓練や緊急時の対応の指針とする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
(1)定例取締役会を月1回、その他臨時取締役会を適宜開催するとともに、常勤の取締役と子会社の社長から構成される常務会を月1回、グループ報告会を毎週開催し、子会社を含めた経営課題の検討や報告を行う。
(2)取締役会において取締役の業務分担を決定し、取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保する。
(3)執行役員制度を採用し、経営の意思決定の迅速化を図る。
5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)「社会性の追求」「公益性の追求」「公共性の追求」の3つの経営理念は、グループ会社全てに適用する最も基本となる行動指針と位置付ける。
(2)グループ横断的な業務を担当する取締役は、各社の業務について十分にその実態を把握し適切な指示を与えるとともに、適宜社長や取締役会へ報告する。
(3)「常務会規程」に基づき、各子会社の取締役会における重要決定事項は、毎月1回開催する常務会で報告を行う。
(4)当社監査室は、グループ全体の内部監査を実施し、業務の適正の確保に対する検証を行う。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査役は、経営管理室の従業員に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
(2)前号の従業員は、監査役からの監査業務に必要な命令に関し、取締役等の指示命令を受けないものとし、監査業務の実効性を確保する。
(3)前号(1)(2)に関する事項は、監査役会から取締役にその整備を要請する旨を「監査役会規程」に明記し、これを徹底する。
7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)監査役は、取締役会や常務会その他重要な社内会議に出席し、あるいは会議議事録やその他の資料を閲覧して、情報を共有化することができる。
(2)監査室は、監査役への内部監査の結果等の適切な報告を行い、緊密な連携を保つものとする。
(3)監査役は、必要に応じ、当社及び子会社の取締役・執行役員・従業員並びに子会社の監査役に対し、業務の報告を求めることができる。
前号の従業員は、監査役からの監査業務に必要な命令に関し、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
(4)当社グループの役員及び従業員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実について発見したときは、直ちに当社監査役に報告する。
(5)当社グループは、「公益通報者保護に関する内部規程」で通報者に対して不利益な取扱いを行わないことを規定している。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)代表取締役と監査役との定期的な意見交換や、監査役と子会社監査役及び内部監査部門との緊密な連携により監査役監査の実効性を高める。
(2)監査役は、会計監査人と監査実施状況並びに当社及び子会社の監査に関する情報・意見交換を行うことにより緊密な連携を図り、効率的な監査役監査を実施する。
(3)監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、前述の取締役会での決定内容に加え、グループコンプライアンス規程において、その基本的な考え方や対応について以下のとおり規定しております。
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、経営トップが基本方針を明確に打ち出し、組織的対応体制を確立することにより、反社会的勢力を排除することを基本としております。
反社会的勢力の威嚇に対しては、警察等との連携、また業界団体や地域企業と連携し反社会的勢力の排除に取り組みます。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
1. 基本的な考え方
当社は、当社を取り巻く環境が著しく変化するなかで、適時開示が投資者にとって重要なものであることを十分理解しており、適時開示体制を整備することで、会社情報の開示を迅速、正確かつ公平に行うことを基本としております。
2. 適時開示の社内体制
(1)情報開示は、各部門及び各事業会社から常務会又は取締役会に報告又は決議された事項に基づき、代表取締役社長及び情報取扱責任者の協議により決定し、IR・広報室が行っております。なお、情報取扱責任者は、週次及び月次の重要な会議等に出席し、情報収集に努めております。
(2)発生事実に関する事項で、緊急事態の場合は「緊急事態対策本部」が設置され、責任者からの報告に基づき、代表取締役社長及び情報取扱責任者の協議により決定し、IR・広報室が開示を行っております。
3. 情報管理は、「内部情報管理規程」等に基づいて行われております。

コーポレート・ガバナンスの体制

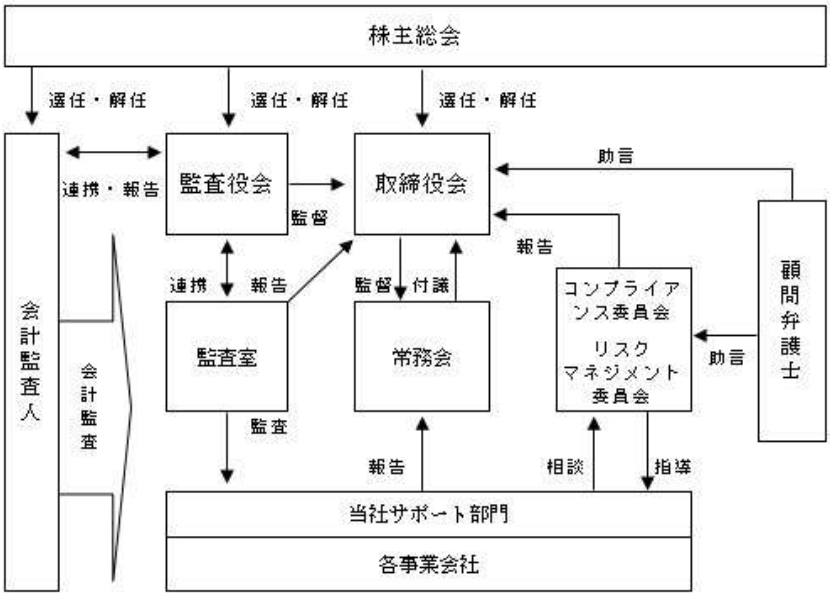

適時開示の体制

